

議案第 5 号

交野市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例について

交野市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 交野市地域公共交通会議の所掌事務に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する地域公共交通計画の策定及び変更並びに実施に関する事項を追加等したいため。

## 交野市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例案

### 交野市地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例

交野市地域公共交通会議設置条例(令和5年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「ため」を「とともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）の規定に基づく地域旅客運送サービス（同法第1条に規定する地域旅客運送サービスをいう。）の持続可能な提供の確保に資する地域公共交通（同法第2条第1号に規定する地域公共交通をいう。）の活性化及び再生の推進を図るために必要となる事項を協議するため」に改める。

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 活性化再生法第5条第1項に規定する地域公共交通計画の策定及び変更並びに実施に関すること。

第3条第2項中「第9条の3第1項及び第2項」を「第4条の2及び活性化再生法第6条第2項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。